

飯塚市公印規則(平成18年飯塚市規則第12号)第12条第2項の規定により、電子公印の使用について次のとおり告示する。

令和8年2月12日

飯塚市長 武井政一

1 使用する文書の名称、使用公印の名称、形状、寸法、書体及びひな形

使用する文書の 名称等	使用公印 の名称	形状	寸法	書体	ひな形
別紙関する公文書	福祉事務 所長職務 代理者印	正方形	21mm	てん書	<p>飯塚市福祉 事務所長 職務代理者</p>

2 使用開始

令和8年2月13日

生活保護法 第24条	申請による保護の開始及び変更(開始分)
生活保護法 第24条	申請による保護の開始及び変更(人員増分)
生活保護法 第25条	職権による保護の開始及び変更
生活保護法 第26条	保護の停止及び廃止(廃止分)
生活保護法 第26条	保護の停止及び廃止(停止分)
生活保護法 第26条	保護の停止及び廃止(人員減分)
生活保護法 第28条	申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止(却下分)
生活保護法 第28条	申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止(取下分)
生活保護法 第62条第3項	保護の変更、停止又は、廃止
生活保護法 第62条第4項	保護の変更、停止又は、廃止に伴う通知